

# 社会福祉法人八幡会 評議員選任・解任委員会委員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八幡会の評議員選任・解任委員会委員（以下「委員」とする。）の報酬等について定めるものである。

(評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、報酬は無償とする。

なお、交通費として実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	実費弁償費 (日額)
評議員選任・解任委員会出席報酬等	0円	3,000円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(兼務委員)

第4条 施設の職員を兼務する委員には、第3条の報酬等は支給しない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。